

令和8年5月農業委員会総会議事録

日 時 令和8年5月29日（金曜日） 議事開始 午前9時00分

場 所 えびの市役所本庁 1－3・4会議室

出席委員

【農業委員】

稲田 優	竹下 助範	山下 正成	森永 良仁
新原 正次	岩屋 美智子	増田 賢造	田中 雄策
前原 幸太郎	田上 みゆき		

【農地利用最適化推進委員】

宮田 吉人	永田 利広	津口 えりこ	坂元 清美
下原 小枝子	山野 真澄	杉元 義男	庄村 里世
米倉 千春	土器 三紀夫	中津 ゆみ子	山口 長徳
園田 義保	吐師 伸次郎	吉田 尚美	上村 ゆかり

欠席委員

中津 富夫 鶴田 幸一

事務局職員

事務局長 木原 俊一郎	事務局長補佐 岡本 昭信
農地調整係長 松田 篤志	農地調整係主任主事 中村 清人
農地調整係主事 遠目塚 壘	

議 題

- 報告第 5号 農地等の合意解約について
- 議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 7号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について
- 議案第 8号 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について
- 議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第10号 令和7年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施
状況の公表について

事務局長	ただいまから、令和8年5月定例農業委員会総会を開催します。 委員の皆様、ご起立をお願いします。 一同礼。(一同礼) まず初めに、稻田会長より挨拶並びに会務報告をお願いします。
会長	(挨拶並びに会務報告) 次に、委員の出席状況を報告します。 鶴田委員、中津富夫委員から本日の会議に欠席する旨の届け出がありました。
議長(会長)	また、宮田委員が用事で早退されるそうです。 よって、ただいまの出席者は農業委員10名、農地利用最適化推進委員15名で定足数に達しています。 それでは、これより会議を開きます。 議事に入る前に、議事録署名委員に山下委員と増田委員を指名します。 それでは、ただいまから今月の議事に入ります。 報告第5号、並びに議案第6号から議案第10号までを議題とします。 事務局長に議案の朗読をお願いします。 はい、事務局長。
事務局長	(議案朗読)
議長(会長)	議案の朗読が終わりました。 これより報告および議案の審議に入ります。 まず、報告第5号、「農地等の合意解約について」、事務局から説明をお願いします。 はい、事務局。
事務局	それでは、報告第5号、農地等の合意解約について、説明します。

議長（会長）	議案書 1 ページをお開きください。 今月の合意解約件数は 27 件です。 それでは説明します。 2 ページをご覧ください。 今月の総会案件と関連がないものについてのみ説明します。 申請番号 4 番から 6 番ですが、所有者が自作するため解約するものです。 申請番号 7 番および 8 番ですが、賃借料において両者の合意が得られなかったため、解約するものです。 4 ページをご覧ください。 申請番号 26 番および 27 番ですが、今後所有権移転するため、解約するものです。 以上報告します。 はい、説明が終わりました。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、報告第 5 号の質疑を終結します。 次に、議案に入ります。 議案第 6 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、事務局から説明をお願いします。 はい、事務局。
事務局	議案第 6 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、説明します。 今月の許可申請件数は、所有権移転 5 件、権利の設定 1 件、計 6 件となっています。 申請人の住所、氏名を省略して、申請内容については概略を説明します。 6 ページをお開きください。

	申請番号1番。 田1筆、4321平米の売買です。 総額〇〇〇〇円です。 備考欄のとおり、園田委員の掘り起こしです。 申請番号2番。 田1筆、485平米の売買です。 総額〇〇円です。 備考欄のとおり、新規での農地取得となりますので、営農計画書の提出があります。 申請番号3番。 田1筆、480平米の売買です。 総額〇〇円です。 備考欄のとおり、新規での農地取得となりますので、営農計画書の提出があります。 また、本案件は、市空き家バンクによる住宅取得に付随する農地の取得となります。 申請番号4番。 田1筆、622平米の売買です。 総額〇〇円です。 申請番号5番。 畑1筆、4945平米の売買です。 総額〇〇〇円です。 7ページをお開きください。 申請番号6番は、権利の設定となります。 田1筆、1588平米の賃貸借です。 全部で玄米〇〇キロです。 契約期間は、備考欄のとおり10年間です。 以上、所有権移転5件、権利の設定1件、計6件です。
--	---

	売主との関係は、いどこに当たるということで、相当以前から面倒をみてきたということです。 後継者は、男の子が3人いるようです。 取得後の状況は、田んぼとして水稻を作っていきたいということです。 取得農地の畦畔の管理、それから地域との調和は良いと判断をしました。 以上報告します。
議長（会長）	次に、申請番号2番の農地および申請人「受け人」の報告を、土
土器委員	器委員にお願いします。
	申請番号2番の農地1筆について報告します。
	申請農地は、〇〇〇地区にあります。
	基盤整備はしてありません。
	申請農地周辺の状況は、山林と竹が生い茂っています。
	日照、用排水は悪いです。
	受け人について営農状況は、養豚が専業で、肉豚を1700頭飼
	っています。
	この土地では、野菜などを作りたいということでした。
	営農も一生懸命に取り組まれ、所有農地の管理運営に行き届いて
	おり、適切と判断します。
議長（会長）	次に、申請番号3番の農地の報告を土器委員に、申請人「受け
	人」の報告を中津ゆみ子委員にお願いします。
	まずは、農地の報告を土器委員にお願いします。
	はい、土器委員。
土器委員	申請番号3番の農地計2筆について報告します。
	申請農地は〇〇自治会にあり、基盤整備はしてありません。
	申請農地周辺は、東側に空き家に付随した農地で、その右側、西
	側に住宅があって、道路がついているのですが、道路から田んぼ

議長（会長）	まで段差が1メートルぐらいありまして、用排水が悪いです。 今後農地としては使えるのかなと思うのですが。 以上報告します。
中津ゆみ子委員	次に、申請番号3番の申請人「受け人」の報告を中津ゆみ子委員にお願いします。 はい、中津ゆみ子委員。 続いて、受け人について報告します。 受け人は、〇〇自治会内に住んでいます。 営農状況は兼業です。 渡し人との関係は、他人だそうです。 後継者はおらず、取得後の利用状況は、今のところは水田で頑張るということでした。 地域との調和については、問題ないと判断しました。
議長（会長）	次に、申請番号4番の農地の報告を津口委員に、申請人「受け人」の報告を土器委員にお願いします。 まずは、農地の報告を津口委員にお願いします。 はい、津口委員。
津口委員	申請番号4番の農地計1筆について報告します。 申請農地は、〇〇〇自治会にあります。 〇〇〇の交差点を左に行って、〇〇橋の手前の東側にあります。 周辺一帯は田んぼです。 農地の形状は長方形です。 周辺一帯は基盤整備を行われた水田で、現在も水田として耕作されています。 日照、接道、用排水は良好です。 以上報告します。
議長（会長）	次に、申請番号4番の申請人「受け人」の報告を、土器委員にお願いします。

議長（会長）	後継者はいます。 取得後の利用は、現在は畑として耕していますが、ここの親父さんの話によりますと、計画していることがあると言われましたが、何をするのかは教えてもらえませんでした。 所有地の周りは道路です。 地域との調和については、地域で事業をされてるので良いと思います。 次に、申請番号6番の農地および申請人「受け人」の報告を山野委員にお願いします。
山野委員	はい、山野委員。 申請番号6番について報告します。 申請地およびその周辺の状況は、周囲一帯は水田です。 受け人の営農状況は、兼業農家で息子さんはいますが、後継者としてはまだわからないとのことでした。 地域との調和については、兼業でありながら営農も一生懸命取り組まれ、管理も行き届いており問題ないと判断します。
議長（会長）	各委員等からの調査報告が終わりました。 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。
事務局	はい、事務局。 判断根拠を説明します。 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第5号まで、事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。 農地法第3条第2項第6号につきましては、委員の皆様から事前に調査の報告がありました。 申請番号〇番につきましては、田として使えるのかという懸念が一部示されたところです。 したがって、申請番号〇番を除いた計5件につきましては、

	農地法第3条第2号各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えて判断しています。 以上報告します。
議長（会長）	判断根拠の説明が終わりました。
中津ゆみ子	はい、今の説明の中で○番の農地について、今後利用できる農地かどうか、中津ゆみ子委員に報告をお願いします。
議長（会長）	小さい時から農業をしてるから、何とかできるのではないかと思います。
中津ゆみ子	農地の状態はどうですか。 すごく悪いですね。 すぐに使える農地ではないかと。 でも知り合いだったから買ってほしいと頼まれて、買うことになったという感じでした。 それ以上はわかりません。
議長（会長）	はい、わかりました。 事務局の方から補足があります。
事務局	はい、事務局。 申請番号○番の農地について、補足説明します。 この農地につきましては、去年の総会において第4条の取下申請があった案件の場所となります。 3年前まではその所有者が耕作していましたが、4条申請の許可が出て、その後計画が実行されずに、農地としてそのまま使用されていた場所となっています。 3年前までは農地として利用していましたが、その方が亡くなったということで、2年間ほど耕作していない状況ということで、伺っています。 4条申請の取下げの際にも現地確認を行っていますが、事務局で現地確認を行っていますが、その際もその前の年までは作ってい

議長（会長）	たようなところは見受けられたところです。 以上、追加補足説明させていただきます。 土器委員の判断では、この農地は使えると判断してもよろしいですか。 はい、土器委員。
土器委員 議長（会長）	使えるとは思いますが、苦労はされると思います。 はい、わかりました。 それでは、審議に入ります。 ここで、申請番号６番の譲受人は、〇〇委員と同居する親族であります。 よって、申請番号６番は、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。 〇〇委員の退席をお願いします。 （〇〇委員 退席）
議長（会長）	それでは、申請番号６番について各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 申請番号６番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	はい、全員賛成と認めます。 よってお諮りのとおり決定します。 〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇委員 着席）
議長（会長）	これより申請番号６番を除く議案第６号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。

議長（会長）	質疑はありませんか。 （質疑なし） 質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 議案第6号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	はい、全員賛成と認めます。 よって、お諮りのとおり決定します。 次に、議案第7号、「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について」、を議題とします。 事務局から説明をお願いします。 はい、事務局。
事務局	議案第7号、農用地利用集積等促進計画、農地中間管理権設定等について、説明します。 8ページをご覧ください。 今月の計画件数は60件です。 申出人の住所、氏名、借賃、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略します。 それでは、9ページをご覧ください。 申請番号1番、田3筆、4988平米の賃貸借です。 申請番号2番、田8筆、3903平米の賃貸借です。 10ページをご覧ください。 申請番号3番、田2筆、1990平米の賃貸借です。 申請番号4番、田1筆、2381平米の賃貸借です。 11ページをご覧ください。 申請番号5番、田4筆、6321平米の賃貸借です。 申請番号6番、畑3筆、1707平米の賃貸借です。

	備考欄のとおり、掘り起こしは増田委員となります。 12ページをご覧ください。 申請番号7番、畑2筆、4582平米の賃貸借です。 申請番号8番、田1筆、3145平米の使用貸借です。 申請番号9番、田2筆、734平米の賃貸借です。 13ページをご覧ください。 申請番号10番、田4筆、1701平米の賃貸借です。 申請番号11番、田1筆、4678平米の賃貸借です。 備考欄のとおり、竹下委員の掘り起こしです。 14ページをご覧ください。 申請番号12番、田1筆、377平米の賃貸借です。 申請番号13番、田1筆、962平米の使用貸借です。 申請番号14番、畑2筆、3135平米の賃貸借です。 備考欄のとおり、吉田委員の掘り起こしです。 15ページをご覧ください。 申請番号15番、田2筆、2653平米の賃貸借です。 申請番号16番、畑5筆、5098平米の使用貸借です。 備考欄のとおり、吐師委員の掘り起こしです。 16ページをご覧ください。 申請番号17番、田2筆、1756平米の賃貸借です。 申請番号18番、田2筆、3058平米の賃貸借です。 17ページをご覧ください。 申請番号19番、田2筆、畑1筆、計3筆、4816平米の賃貸借です。 申請番号20番、田2筆、2616平米の賃貸借です。 18ページをご覧ください。 申請番号21番、田1筆、1842平米の賃貸借です。 申請番号22番、田1筆、1165平米の使用貸借です。
--	---

	申請番号２３番、田１筆、１３９０平米の賃貸借です。 備考欄のとおり、増田委員の掘り起こしです。 １９ページをご覧ください。 申請番号２４番、田１筆、８３１平米の賃貸借です。 申請番号２５番、田２筆、２０２４平米の賃貸借です。 申請番号２６番、田２筆、１８５０平米の賃貸借です。 ２０ページをご覧ください。 申請番号２７番、田１筆、２２１平米の賃貸借です。 備考欄のとおり、米倉委員の掘り起こしです。 申請番号２８番、田２筆、２１３０平米の賃貸借です。 備考欄のとおり、米倉委員の掘り起こしです。 申請番号２９番、田１筆、５７９平米の賃貸借です。 ２１ページをご覧ください。 申請番号３０番、田１筆、７９２平米の賃貸借です。 申請番号３１番、田２筆、１６３３平米の賃貸借です。 申請番号３２番、田２筆、１８６７平米の賃貸借です。 ２２ページをご覧ください。 申請番号３３番、畑１筆、２９４１平米の使用貸借です。 申請番号３４番、田９筆、６５３１平米の賃貸借です。 ２３ページをご覧ください。 申請番号３５番、田３筆、１万２６８平米の賃貸借です。 申請番号３６番、田３筆、３３７８平米の賃貸借です。 ２４ページをご覧ください。 申請番号３７番、田１筆、１２８８平米の賃貸借です。 申請番号３８番、畑３筆、１９９６平米の賃貸借です。 備考欄のとおり、山下委員の掘り起こしです。 次の２５ページをご覧ください。 申請番号３９番、田１筆、５１７平米の賃貸借です。
--	--

	申請番号４０番、田６筆、５１３２平米の使用貸借です。 ２６ページをご覧ください。 申請番号４１番、田１筆、８４１平米の賃貸借です。 申請番号４２番、田５筆、３４６０平米の賃貸借です。 ２７ページをご覧ください。 申請番号４３番、田１筆、２２１４平米の賃貸借です。 備考欄のとおり、増田委員の掘り起こしです。 申請番号４４番、田６筆、３５７２．５９平米の賃貸借です。 ２８ページをご覧ください。 申請番号４５番、田１筆、１６６２平米の賃貸借です。 申請番号４６番、田１筆、８２３平米の賃貸借です。 ２９ページをご覧ください。 申請番号４７番、田４筆、３９０４平米の賃貸借です。 申請番号４８番、田２筆、１４９７平米の賃貸借です。 ３０ページをご覧ください。 申請番号４９番、田１筆、１３０６平米の賃貸借です。 次の３１ページをご覧ください。 申請番号５０番、田１筆、１８１３平米の賃貸借です。 申請番号５１番、田２筆、２０３１平米の賃貸借です。 申請番号５２番、田５筆、２１０７平米の賃貸借です。 ３２ページをご覧ください。 申請番号５３番、畑１筆、１３０８平米の賃貸借です。 備考欄のとおり、吐師委員の掘り起こしです。 申請番号５４番、田１筆、１３９３平米の賃貸借です。 申請番号５５番、田２筆、２５５６平米の使用貸借です。 申請番号５６番、田１筆、１６１４平米の賃貸借です。 ３３ページをご覧ください。 申請番号５７番、田１筆、３３５平米の賃貸借です。
--	---

	申請番号５８番、田２筆、１３７７平米の賃貸借です。 申請番号５９番、田２筆、４８６７平米の賃貸借です。 申請番号６０番、田２筆、１１８１平米の賃貸借です。 以上、本計画において、賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の設定等を受けた後に農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、および農作業に常時従事することなど、何ら問題ないと考えます。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 これより議案第７号の審議に入ります。 ここで、まず申請番号１６番と５３番の受け手は、〇〇委員が役員を務める法人です。 よって、申請番号１６番と５３番は、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。 〇〇委員の退席をお願いします。 （〇〇委員 退席）
議長（会長）	それでは、申請番号１６番と５３番について、各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 申請番号１６番と５３番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	はい、全員賛成と認めます。 よって、お諮りのとおり決定します。 〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇委員 着席）
議長（会長）	それでは、申請番号１６番と５３番を除く議案第７号の審議に入

議長（会長）	ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし） 質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 申請番号１６番と５３番を除く議案第７号は、原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	はい、全員賛成と認めます。 議案第７号はお諮りのとおり決定します。 また、原案のとおり、宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請します。 次に、議案第８号、「農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について」、を議題とします。 事務局の説明をお願いします。 はい、事務局。
事務局	それでは、議案第８号、農用地利用集積等促進計画、所有権移転につきまして説明します。 ページ数は３４ページになります。 この議案は、農地中間管理機構の売買事業の案件となります。 本案件の申請件数は、即売りが１０件、一時貸付が１件の計１１件になります。 それでは、３５ページをお開きください。 申請内容につきましては、概略を説明します。 まず、申請番号１番。 事業区分は、一般事業の即売りになります。 申請対象農地は、田１筆、２６５６平米です。

	すべて農振農用地になります。 対価は、〇〇〇〇〇〇〇円です。 譲受人は、稲作経営を行っています。 農地購入後の利用としましては、水田を予定されています。 担い手区分をご覧ください。 申請対象農地は、〇〇〇〇〇地域計画内の農地であり、譲受人は地域計画内の担い手として、今後位置づけられる見込みでありますので、売買事業活用の要件を満たしていると判断しているところであります。 事業区分の欄をご覧ください。 これは、事業を活用する際の農地の譲受人、譲渡人による手数料の負担割合になります。 支援事業の場合は、手数料が2%、一般事業の場合は手数料が2.5%となります。 受け手が認定農業者ではないため要件を満たさないので、一般事業ということで判断しています。 続きまして、申請番号2番。 事業区分は、一般事業の即売りです。 申請対象農地は、田1筆、2092平米で農振農用地になります。 対価は、〇〇〇円です。 譲受人は認定農業者であり、農地所有適格法人です。 露地野菜主体の経営を行っています。 農地購入の利用としましては、水田を予定されています。 担い手区分をご覧ください。 申請対象農地は、〇〇の地域計画内の農地でありまして、譲受人は地域計画内の担い手として今後位置づけられる見込みですので、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。
--	--

	事業区分をご覧ください。 譲受人が基準面積の要件を満たさないため、一般事業ということで判断しています。 申請番号3番。 事業区分は、一般事業の即売りになります。 申請対象農地は、畑4筆、田11筆、計15筆、1万3404平米になります。 このうち、〇〇〇〇の〇〇〇〇番〇、畑1筆ですが、こちらは白地でありまして、その他の14筆は農振農用地になります。 対価は、〇〇〇円です。 譲受人は、稲作、露地野菜を主体的に経営する農業法人にて従事しています。 農地購入後の利用としましては、畑作、水田を予定されているところです。 担い手区分をご覧ください。 申請対象農地は、15筆のうち大字〇〇字〇〇の畑4筆については、地域計画外の農地であるため、担い手区分を地域計画外としています。 地域計画外の農地ではありますが、受け人が基準面積要件を満たしているため、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。 事業区分をご覧ください。 譲受人が認定農業者でないこと、申請対象農地すべてが地域計画内の農地ではないことなどから要件を満たさないため、一般事業ということで判断しています。 こちらについては、備考欄のとおり、森永委員の掘り起こしとなります。 36ページをお開きください。
--	--

	申請番号4番。 事業区分は、支援事業の即売りになります。 申請対象農地は、田1筆、2014平米で農振農用地になります。 対価は、〇〇〇円です。 譲受人は認定農業者であり、施設園芸、稲作などを行う複合経営をされています。 農地購入後の利用は、水田を予定されているところです。 担い手区分をご覧ください。 申請対象農地は、〇〇の地域計画内の農地でありまして、譲受人は地域計画内の担い手として位置づけられていますので、売買事業活用の要件を満たしていると判断しているところです。 事業区分の欄をご覧ください。 譲受人が認定農業者であることなどのすべての要件を満たしておりますので、支援事業ということで判断しています。 次に、申請番号5番から7番につきましては、譲受人が同一の法人ですので、先に受け人の状況について説明します。 申請番号5番から7番の譲受人は、認定農業者でありまして、農地所有適格法人です。 稲作主体の経営を行っています。 それでは、申請番号5番から7番までの譲受人の概要の説明は、割愛して説明します。 申請番号5番。 事業区分は、支援事業の即売ります。 申請対象農地は、田12筆、9252平米で、農振農用地です。 対価は、〇〇〇〇〇〇〇〇円です。 農地購入後の利用としましては、水田を予定されています。 担い手区分をご覧ください。
--	---

	申請対象農地は、〇〇〇の地域計画内の農地で、譲受人は地域計画内の担い手として位置づけられていますので、売買事業活用の要件は満たしていると判断しています。 事業区分の欄をご覧ください。 譲受人が認定農業者であることなどのすべての要件を満たしていますので、支援事業ということで判断しています。 申請番号6番。 事業区分は、支援事業の即売りになります。 申請対象農地は、田7筆、6346平米で農振農用地になります。 対価は、〇〇〇〇〇〇〇〇円です。 農地購入後の利用は、水田を予定されています。 担い手区分をご覧ください。 申請対象農地は、〇〇〇の地域計画内の農地でありまして、譲受人は地域計画内の担い手として位置づけられていますので、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。 事業区分の欄をご覧ください。 譲受人が認定農業者であることなどのすべての要件を満たしていますので、支援事業ということで判断しています。 申請番号7番。 事業区分は支援事業の即売りになります。 申請対象農地は、田1筆、396平米で、農振農用地です。 対価は、〇〇〇円です。 農地購入後の利用は、水田を予定されています。 担い手区分をご覧ください。 申請対象農地は、〇〇〇の地域計画内の農地でありまして、譲受人は地域計画内の担い手として位置づけられていますので、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。
--	--

	事業区分の欄をご覧ください。 譲受人が認定農業者であることなどのすべての要件を満たしていましたので、支援事業と判断しています。 申請番号8番。 事業区分は、支援事業の即売りになります。 申請対象農地は、田1筆、1428平米で、農振農用地になります。 対価は、〇〇〇〇〇〇〇円です。 譲受人は、認定農業者であり、主に繁殖牛と稲作経営を行う複合経営をされています。 農地購入後の利用は、飼料の作付を予定されています。 担い手区分をご覧ください。 申請対象農地は、〇〇の地域計画内の農地でありまして、譲受人は、地域計画内の担い手として位置づけられていますので、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。 事業区分の欄をご覧ください。 譲受人が認定農業者であることなどのすべての要件を満たしておりましたので、支援事業ということで判断しています。 申請番号9番。 事業区分は、支援事業の即売りになります。 申請対象農地は、田2筆、1104平米で農振農用地になります。 対価は、〇〇〇円です。 譲受人は、認定農業者で、稲作、露地野菜を行う複合経営をされています。 農地購入後の利用は、水田を予定されるということです。 担い手区分をご覧ください。 申請対象農地は、〇〇〇〇〇の地域計画内の農地でありまして、
--	--

	譲受人は、地域計画内の担い手として位置づけられていますので、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。 事業区分の欄をご覧ください。 譲受人が認定農業者であることなどのすべての要件を満たしておりますので、支援事業ということで判断しています。 申請番号10番。 支援事業の即売りになります。 申請対象農地は、畑4筆、2673平米で農振農用地になります。 対価は、〇〇〇〇〇〇〇円です。 譲受人は、認定農業者でありまして、農地所有適格法人になります。 稲作と露地野菜、施設野菜を行う複合経営をされています。 農地購入後の利用は、畑作を予定されています。 担い手区分をご覧ください。 申請対象農地は、〇〇〇の地域計画内の農地でありまして、譲受人は地域計画内の担い手として位置づけられていますので、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。 事業区分をご覧ください。 譲受人が認定農業者であることなどのすべての要件を満たしていますので、支援事業ということで判断しています。 次に、38ページをお開きください。 申請番号11番につきましては、所有者から農地を農地中間管理機構が買い受け後、売渡予定の受け人に一定期間貸付を行いまして、最終的に売り渡すという形の一時貸付タイプの事業となります。 また、当該一時貸付タイプの要件としまして、支援事業の要件を満たす必要があります。
--	--

議長（会長）	それでは説明します。 申請番号11番。 事業区分は、支援事業の一時貸付になります。 申請対象農地は、田1筆、8485平米で農振農用地になります。 対価は、〇〇〇〇〇〇〇〇円になります。 譲受人は、認定新規就農者でありまして、露地野菜を主に経営しています。 農地購入後の利用は、水田を予定されています。 担い手区分をご覧ください。 申請対象農地は、〇〇〇〇の地域計画内の農地でありまして、譲受人は地域計画内の担い手として位置づけられていますので、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。 事業区分の欄をご覧ください。 譲受人が認定農業者であることなどのすべての要件を満たしておりますので、支援事業ということで判断しています。 なお、本案件につきましては、令和8年7月1日に公告を行いまして、令和8年7月22日に譲渡しにより、宮崎県農業振興公社へ所有権移転を予定しています。 その後、令和8年7月22日から令和13年5月21日までの4年10か月の間、宮崎県農業振興公社より譲受人への貸付けが行われることになります。 その後貸付期間が満了となりましたら、譲受人へ売渡しを行うこととなります。 以上、本計画につきまして所有権移転を受ける者は所有権移転を受けた後に、農用地のすべてを効率的に利用して耕作することおよび農作業に常時従事することなど、何ら問題ないと考えます。 はい、ただいま事務局の説明が終わりました。 これより議案第8号の審議に入ります。
--------	---

増田委員	各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 はい、増田委員。 35ページの1番の案件ですが、これは私が売買事業に関わったわけですが、書類上はこれで問題ないのですが、8月申請にあげてくださいとお願いしていました。 支払い関係があるから、なるべく遅くするようにとお願いしていました。 事務局と話し合って決めたはずですが。
議長（会長） 事務局	はい、事務局。 申請番号1番の案件について、あっせん申出がありまして、事務局で、譲渡人、譲受人との調整を行いましたが、申請時期がずれてしまいました。 大変申し訳ありません。
増田委員	8月というのは、本人がなるべく支払いを遅くしたいということで、再度相談をされてきたのですが、7月頃に申請をあげて8月に支払いたいとのことでした。
議長（会長）	ここで、休憩します。 今から10分間休憩します。 10時15分開会します。 （ 休憩 10時05分 ～ 10時15分）
議長（会長）	休憩前に引き続き会議を開きます。 審議に入ります。 先ほど答弁の途中でしたので、事務局から説明をお願いします。 はい、事務局。
事務局	先ほどの質問に対して、お答えします。 今回の案件につきましては、7月1日に公告となりまして、お支払いとしましては、受け手が公社に対してお支払いされるのは7

議長（会長）	他にありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、お諮りします。 議案第8号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	はい、全員賛成と認めます。 よって、お諮りのとおり決定します。 また、原案のとおり宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請します。 次に、議案第9号、「農地法第5条の規定による許可申請について」、を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、事務局。 議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請について、説明します。 今月の許可申請件数は3件です。 申請人等の住所、氏名については省略します。 40ページをお開きください。 申請番号1番。 申請地は、大字〇〇字〇〇〇、田1筆、67平米を公衆用道路として申請するものです。 権利関係は売買です。 立地基準につきましては、農振区分は農振地域外、農地区分は第三種農地、都市計画区域は区域内第一種住居地域となります。 備考欄に記載してありますが、5条申請のナンバー2関連となります。 また、事業面積としては129平米となります。

	事業費につきましては、土地代金〇〇〇円を自己資金にて対応されるということでした。 また、造成費に関しては直営にて対応されるということです。 雨水に関しては、東側水路にて処理をされます。 本申請地には、法定外公共物である水路が字図上通っていますが、水路ぶたを一部設置する予定で聞いています。 また、申請地の北側に水の取り入れ口、南側に排水マスがありますが、これは農地部分に移動するということ聞いています。 申請番号2番。 申請地は、大字〇〇字〇〇〇、田1筆の62平米を公衆用道路として新設するものです。 こちらも内容としては同じですが、権利関係は売買です。 立地基準としましては、農振区分としては農振地域外、農地区分としては第三種農地、都市計画区域は区域内第一種住居地域となります。 備考欄に記載していますが、こちら5条申請のナンバー1関連になります。 この申請地には、南側の方に水の取り入れ口がありますが、農地部分の方に移動する計画となっています。 次に、申請番号3番。 申請地は、大字〇〇〇字〇〇、田1筆、784平米を資材置き場、駐車場、作業場、通路として申請するものです。 権利関係は売買です。 立地基準につきましては、農振区分は農振地域内白地、農地区分は第二種農地、都市計画区域は区域内用途指定なしとなります。 事業費につきましては、土地代金〇〇〇円を自己資金にて対応されます。 また、造成費に関しては直営にて対応されます。
--	--

	り水路への影響を与えないようにするとのことでした。 また、水路のマスに関しても西側へ移動するとのことでした。 周辺農地への影響はないと判断し、特に問題は見当たりませんでした。 続きまして、申請番号3番について説明します。 譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。 現在、譲受人は、〇〇維持管理組合において実施している経営体 育成基盤整備事業、〇〇〇地区及び〇地区の工事で発生する再使 用可能な資材、U字溝・L型擁壁・溝ぶた・砂利等の保管場所、 並びに作業車両の駐車場として、また、暗きょ水路の保守点検作 業のための作業スペースを確保するために申請されるものです。 場所は、〇〇の〇〇〇地区で〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から西に水路を 挟んだすぐの所に位置します。 申請地の周囲の状況は、〇〇〇〇〇〇〇沿いに住宅地が連なり、申 請地の北側に水路を挟んで農地があります。 以上です。
議長（会長）	続きまして、事務局で判断根拠の説明をお願いします。 はい、事務局。
事務局	判断根拠を説明します。 農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につ きましては、申請書に基づき審査した結果問題ありませんでし た。 立地基準につきましても、委員長報告にありましたとおり問題な いとのことです。 よって、今月の議案第9号、計3件につきましては、転用許可基 準をすべて満たしていると判断します。 以上です。
議長（会長）	第2小委員会委員長報告および事務局の説明が終わりました。

竹下会長代理	これより議案第9号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 はい、竹下会長代理。 議案の1番、2番に関してですが、この奥の方に入っていく進上路は市道ではないんですか。
議長（会長） 事務局	はい、事務局お願いします。 そこが赤道（あかみち）になっていまして、いわゆる字図に地番が載っていない道路になるんですけども、その赤道に隣接して、道路を拡幅する形になります。 ここは農道です。
竹下会長代理 事務局	市道ではないのですね。 市道ではないのですが、その赤道というのは市が管理しています。 農道として使われていますが、登記はされていません。
議長（会長） 事務局	登記上では、道として書かれてるようなイメージです。 入口は広くて、途中から奥は狭いので、そこを拡げます。
議長（会長） 事務局長	はい、事務局長。 〇〇〇のところまで舗装はしてあるのですが、そこからさらに南側は未舗装で狭くなっています。 その部分を転用で拡げるということです。
議長（会長） 竹下会長代理 事務局	はい、竹下会長代理。 その部分を今回転用で拡げるということは、要はそこを常時使う法人が個人で転用しなければいけないということなんですね。 そうですね。 今回取得して道路にする部分に関しては、個人の公衆用道路という形になるので、そこに関しては、拡幅は譲受人である〇〇〇〇が今回行う形になります。

竹下会長代理	だから農道に関しては共有でしょうけど、62平米に関しては個人の道という意味なんですね。
事務局	そうですね。
田中委員	道路が狭いから、個人で拓げるということです。
竹下会長代理	ありがとうございました。
議長（会長）	他にも市内に何か所か、このような道路はあるようです。
	他に質疑はないですか。
事務局	はい、事務局。
	今回整備するのが拓幅ですが、実際には今回拓げるところだけを拓幅して高さを調整することになります。
	必然的に、今ある赤道（あかみち）のところ、農道の部分にも手を加えないといけないので、その場合は市の建設課に申請をあげる形になります。
議長（会長）	よろしいですか。
	他にありませんか。
	はい、竹下会長代理。
竹下会長代理	もう1点、今の案件とは別ですけども、3番です。
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、要は取得する土地ですが、ここに関してどうこう言うつもりはないのですが、要はですね、この土地の下、地下を、水路、いわゆるずい道というのが通っているんですよ。
	これは、川内川の上流のずっと上の方から、〇〇水路という水路が流れています。
	要は用水路ですけども、これは意見として話しておきたいのですが、この〇〇水路はかなり古くて、昔のトンネルとでもいうか、コンクリートが非常に弱くなっていまして、〇〇〇〇の方でも2か所、3か所で穴が開いてトラクターが落ちたというような水路です。

	とにかく古いです。 ただ昔のコンクリートの質が劣化してるということなんでしょうが、この水路、ずい道が通っているところは、今後注意していかなければいけないということですね。 だから、〇〇〇〇〇に機会があれば、そういう話はしたいとは思いますが、そういうようなことがあるということを頭に入れておいていただければと思います。 お願いします。 〇〇水路は、かなり上の方を走ってるのですが、〇〇水路はその下の方をずっと走っていて、サイホン式といって、上り坂になっていて押して水が上がっていくというような方式のやり方で、いわゆるずい道です。 以上、そこを思ったので、話をさせていただきました。 以上です。
議長（会長）	他に質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 議案第9号に対する第2小委員会の判断は、許可相当であります。 また、事務局の判断も許可相当であります。 お諮りします。 議案第9号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	はい、全員賛成と認めます。 議案第9号は、原案のとおり決定します。 また、議案第9号については、許可相当として知事に意見書を送付します。

事務局長補佐	次に、議案第10号、「令和7年度農地利用の最適化の推進の状況その他の実施状況について」、を議題とします。 事務局より説明をお願いします。 はい、事務局長補佐。 それでは、議案第10号、農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況につきまして、説明します。 議案ページは、41ページからになります。 この議案につきましては、農業委員会等に関する法律およびその施行規則に基づきまして、年1回の報告が必要となるものです。 今回の報告案につきましては、皆様のご意見をお願いしたいと思います。 よろしくお願いします。 それでは、42ページからになりますが、実績についてのみ説明します。 42ページから始まりますが、実績につきましては、次のページの43ページからになります。 まず、農地の集積というところで、中段に③実績を表示しています。 今年度の新規集積面積は、10ヘクタールです。 数字の積み上げとしましては、9.56ヘクタールですが、切り上げ表示ということで、10ヘクタールということで表示しています。 次に、集積面積につきまして、その下段になります。 1667ヘクタールで、その右側になりますが、農地面積に対する割合が48.5%となっています。 次に、遊休農地の解消です。 ページは、1ページの44ページの上段の③の実績になります。 今年度の緑区分の解消面積は、6ヘクタールでありまして、その
---------------	---

	下段になりますが、目標に対する達成状況が132.7%ということになっています。 次に、45ページになります。 新規参入者への貸付の実績としまして、所有者の同意を得ていた上で公表した面積が20.2ヘクタールです。 また参考としまして、新規参入者の参入状況ですが、参入された形態が2形態でありまして、取得面積につきましては1.3ヘクタールとなっています。 次に、最適化活動の目標に対しての実績です。 ページは、同じページの下段になります。 ②の実績というところになります。 ここにつきましては、上段の目標のとおりですね、3回の実績ということで表示をしています。 次のページをご覧ください。 新規参入相談会への参加ということで、中段に②の実績があります。 相談会への参加ということで、昨年度に宮崎県農業振興公社が主催で開催されました宮崎県応援就農相談会へ参加していますので、その内容を表示しているところです。 次に、一番下の下段になります。 最適化活動です。 その下段のですね、推進委員等の点検・評価結果ということで、実績として期待とおりの結果を得られたというものが2。 やや下回る結果というものが、27ということで表示しています。 なお、ここにつきましては、皆様の月平均の最適化活動の日数によりまして数字が変動する部分でありまして、目標としましては、各委員さんで月平均7回以上が求められているところで、月
--	--

議長（会長） 事務局長補佐	それで、自分らが実際、平均年間何日になっているのかというのを、個人別でいいんですけれども出してもらおうと、実際我々ほどのくらい活動しているのかわかるのですが。 事務局、よろしいですか。 森永委員のご質問についてですが、事務局としましては各委員さんに毎月活動の報告をあげていただいて、明細を配付しているところです。 各委員さんの平均日数年間の移動距離数等々、整理をしているところです。 先般の移動農業会議でもあったのですが、7回を下回ってるところはその協議の中で触れられまして、今おっしゃるように日数を上げるためには、活動をどうするかということでも左右されてくるので、農業会議からも言われたのですが、可能な限り事務局としても活動内容を、拾い上げをしていこうかと検討しているところです。 なかには基盤整備等で作っている任意組織に入っている委員さんもいらっしゃるしまして、その会議に出席された場合も報告に挙げておられる方がいるのですが、その判断を我々の方も、会議の中でどういった活動をされてるのかというのがなかなかつかみにくいところで、そういったところを拾い上げるようにして、もう少し掘り下げて回数を計上していければ、この平均7日に一步でも二歩でも近づくのかなと考えているところです。 以上です。
議長（会長）	以前よりは活動日数として拾い上げていくという方向として事務局で検討していただけるそうです。 また、皆さんの方も書き漏れのないように、ちょっとしたことでも記入してほしいということです。 他にないですか。

議長（会長）	（質疑なし） 質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 議案第１０号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長（会長）	（全員挙手） はい、全員賛成と認めます。 よって議案第１０号は、お諮りのとおり決定します。 以上で本日の議案審議は終了しました。 （午前１０時５０分 終了）